

議員発案第 2 号

柏崎刈羽原子力発電所の徹底調査と危機管理体制の充実を求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「柏崎刈羽原子力発電所の徹底調査と危機管理体制の充実を求める意見書」を提出するものとする。

平成20年6月26日 提出

提 出 者 三条市議会議員 田 中 寿

賛 成 者 三条市議会議員 木 菱 晃 栄

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

柏崎刈羽原子力発電所の徹底調査と危機管理体制の充実を求める意見書

昨年7月16日に発生した新潟県中越沖地震によって、柏崎刈羽原子力発電所は甚大な被害を受けた。特に1号機から7号機までのすべての号機で設計用限界地震を大幅に超える地震加速度を記録し、原子力発電所の耐震設計の基本が問われる事態となっている。

その後の調査では、この間の調査事実が次々と明らかになる中で、かつて調査結果を公表していなかった事実が発覚するなど、多くの市民は原子力安全・保安院のチェック機能に不信感を募らせている。

東京電力は目視点検による被害調査を完了したが、タービンの損傷、原子炉压力容器内のジェットポンプ金具のずれ、制御棒が引き抜けないなど多くの不具合が判明し、市民は不安を感じているが、市民の安全と安心を確保するためには、原子力発電所の安全確保は絶対条件である。

よって、政府におかれては、これまで想定していなかった地震被害と原子力施設の被害が並行して起きた現実に照らし、次の事項について早急に措置されるよう要望する。

記

- 1 電気事業者における調査について、国の責任において公平な第三者機関で調査・検証を行い、市民が納得のいく情報を公開すること。
- 2 電気事業者において実施した海底活断層、陸域の活断層調査についても、国の責任において第三者機関による検証を行うこと。
- 3 設計値を超える地震動を記録しているが、重要機器の塑性変形の有無を徹底調査すること。
- 4 国は、地震災害と原子力災害が並行して起こる複合災害も想定し、原子力災害に対する危機管理体制の充実・向上を図ること。また、緊急時の対応において、立地自治体への権限付与に関して、原子力災害対策特別措置法の改正を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

三条市議会議長 阿部 銀次郎

〔提出先〕

内閣総理大臣 経済産業大臣 資源エネルギー庁長官 原子力安全・保安院長